

高等学校における遠隔教育の導入に向けた方向性について（案）

<現行制度>

- ◎ 全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則として認められていない。

※ 通信制課程においては、インターネット等を通じた添削指導は可能。また、面接指導も、メディアを活用した授業により一部免除。

<改革案>

- ◎ 以下の条件の下、全日制・定時制課程での遠隔授業の導入を行う。

①授業形態

- 原則として、同時双方向型とする。
- オンデマンド型については、不登校生徒に加え、療養中の生徒等も対象とする。

※ 全日制・定時制課程の不登校生徒については、文部科学大臣による指定の下、通信の方法を用いた教育を行うことは、現行制度において可能。

②教育課程

- 高校卒業に必要な74単位のうち、36単位を上限とする。ただし、各科目の単位修得にあたっては、一部、直接対面による授業を行う。

※ 通信制課程では各科目で面接指導等の単位時間数が異なっているが、これを参考に各科目毎に設定。

③教職員

- 配信側の教員は、担当教科の免許保持者であり、かつ、受信側高校に属する教員（兼務、非常勤を含む）とする。

④教科書・教材

- 教科書・教材の取扱いについては、現行と同様とする。

⑤評価

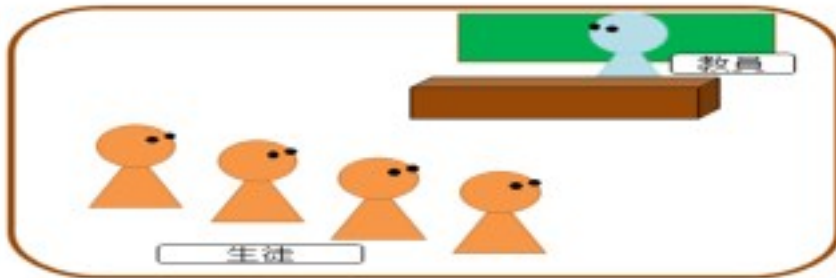
- 評価者は配信側の教員とする。（必要に応じ、受信側の意見も参考とする。）

⑥その他留意事項

- ・ 受信側については、原則として当該高校の教員（担当教科外でも可）の立会いの下で実施。
- ・ 可能な範囲で、ICT支援員等の技術面でのサポート人材を配置。
- ・ 画面では見づらい場合のプリント教材等の事前準備。
- ・ 生徒の質問機会の確保、受講生徒数の規模適正化（原則、40人以下等）等

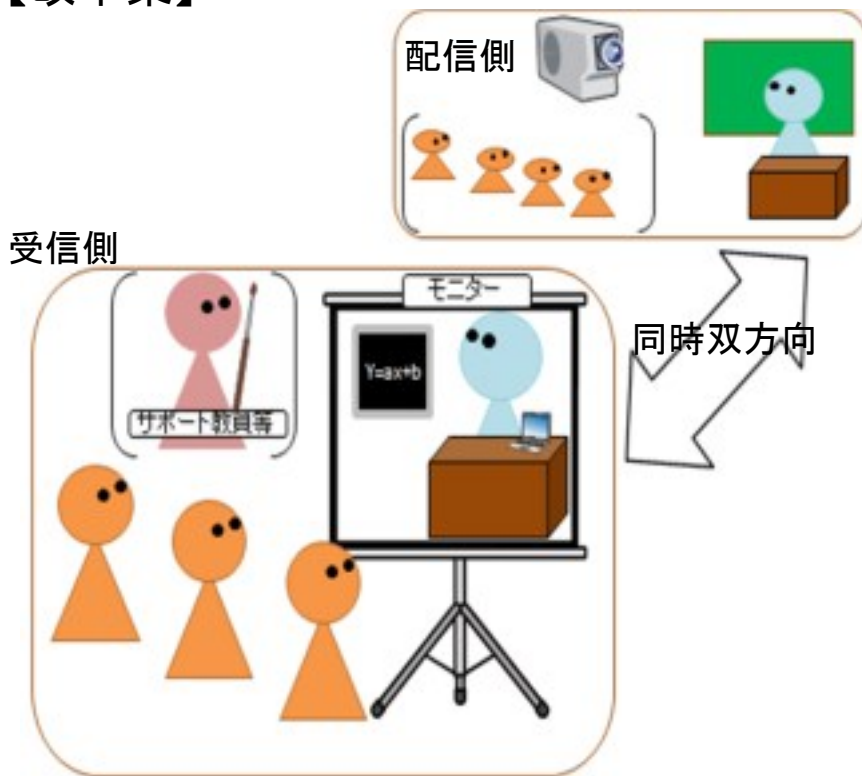
全日制・定時制高等学校における遠隔教育の導入イメージ

【現行】



全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則として認められていない。

【改革案】



同時双方向型(双方向・同期)については、以下の要件を満たす場合、正規の授業として認める。

【要件】

①教育課程

・74単位のうち、36単位を上限

※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う。

②配信側の教員

・担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員

※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施。

③教科書・教材

・現行と同様

④評価

・評価者は配信側の教員

オンデマンド型(一方向・非同期)についても、現行の不登校特例を一部拡充する。

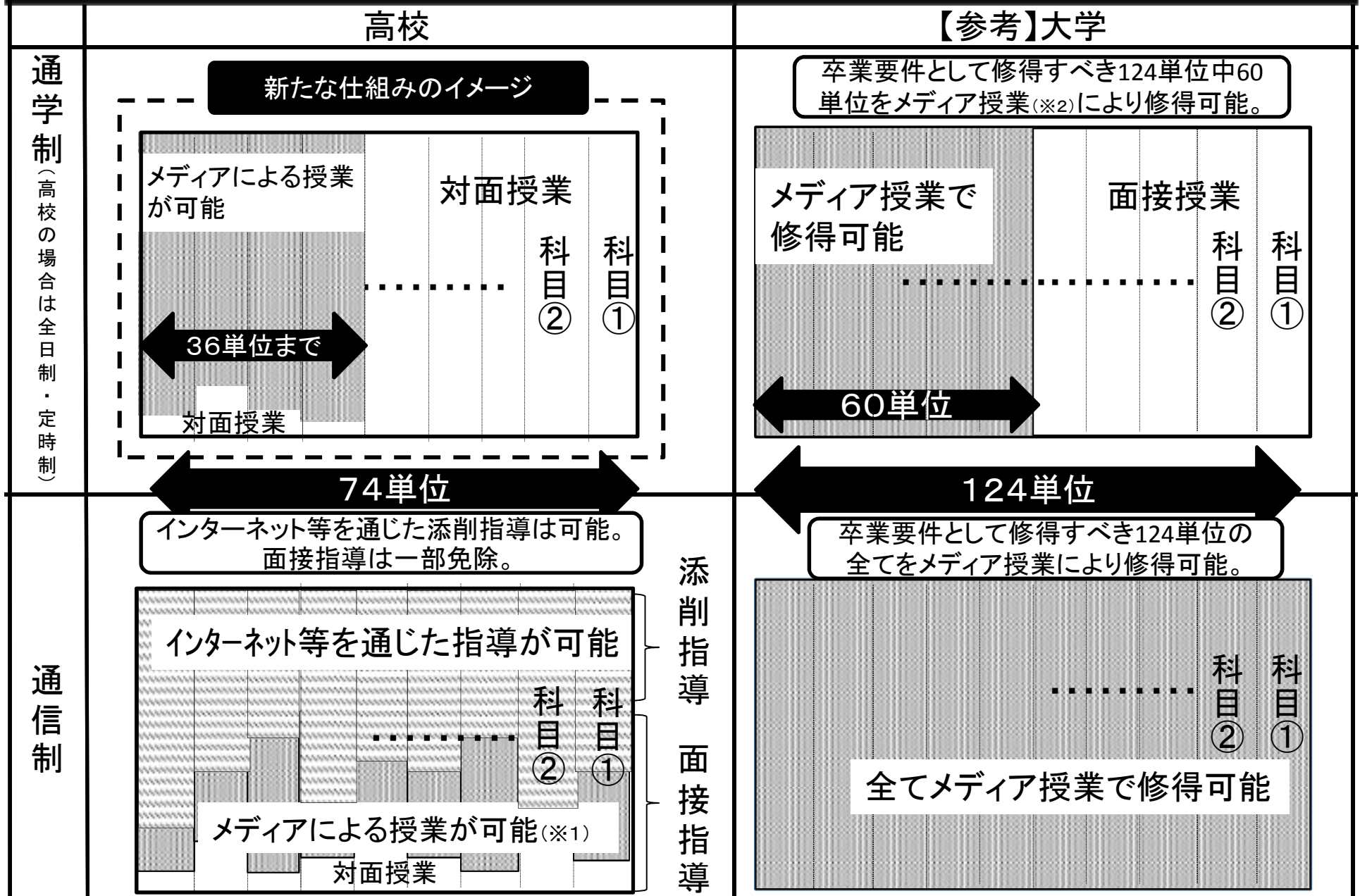
現行の不登校特例制度

高等学校の**全日制・定時制課程**における**不登校生徒**を対象として、**通信の方法を用いた教育**により、**36単位を上限として単位認定**を行うことが可能。

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒を新たに対象範囲として追加



高校における遠隔教育の導入範囲のイメージ



※1 面接指導において、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除可能。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8以内。

※2メディア授業とは、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる授業をいう。(大学設置基準第二十五条第二項)